

一般社団法人日本循環器学会 九州支部 予防委員会内規

2019 年 6 月 29 日制定

2023 年 7 月 1 日改定

(設置)

第 1 条 この内規は、一般社団法人日本循環器学会九州支部に予防委員会（以下「本委員会」という）を置く。

(目的)

第 2 条 本委員会は、循環器疾患等の予防に関する事柄について、協議・検討し、役員会に上申することを目的とする。

(組織)

第 3 条 本委員会は、委員長 1 名、委員若干名を以て組織する。

(委員)

第 4 条 委員長は評議員とし、役員会の議を経て、支部長が委嘱する。

2. 委員は、支部長が委嘱する。必要に応じ、副委員長を置くことができる。
3. 副委員長は委員長の推薦により支部長が委嘱する。
4. 任期は 2 年とし、再任を妨げない。
5. 委員長、委員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(委員会)

第 5 条 本委員会は委員長が招集し、議長となる。

2. 委員会の審議事項は役員会に報告し、承認を得なければならない。
3. 本委員会は第 2 条の目的を達成するために、少なくとも 6 月および 12 月開催の九州地方会の 1 か月以内に会を執り行うこととする。
4. 委員長が必要と認めた場合、委員以外の者にオブザーバーとして出席を要請し、意見を求めることができる。
5. 委員会開催の都度、議事録を作成し、これを事務局にて保存する。

(業務)

第 6 条 本委員会は、第 2 条の目的達成のために次の業務を行う。

- 1) 九州地区においての循環器疾患等の予防を推進する業務。
- 2) 予防活動を積極的に推進し、その重要性を社会に発信する業務。
- 3) 循環器疾患等の予防研究の実施ならびに支援。
- 4) その他、循環器疾患等の予防に関する必要な業務。

(計画・予算)

第 7 条 予算は特に定めず、地方会当日以外に実施された委員会開催についての旅費に関しては、他県からの移動であり且つ本人からの申告があった場合に限り支部から実費支給とする。

(報告)

第 8 条 委員長は、任期終了時においては、任期中の活動報告を役員会に提出し、次期委員会へ引き継がなければならない。

(改廃)

第 9 条 この内規の改廃は、役員会の承認を得なければならない。

附 則 この内規は、2019 年 6 月 29 日より施行する。

九州支部事務局